

## ご提示いただく本人確認書類

ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認させていただく本人確認書類（原本）は、次のとおりとなります。

なお、本人確認書類の種類により、1点の提示で足りるものと2点の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

また本人確認書類原本の写し（コピー）は無効となります。

1点の提示で足りるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（個人番号カード）</li> <li>・運転免許証または、運転経歴証明書</li> <li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・在留カードまたは、特別永住者証明書</li> <li>・司法書士証</li> <li>・税理士証票</li> <li>・行政書士証票</li> <li>・補助者証（顔写真付き）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引士証</li> <li>・海技免状</li> <li>・小型船舶操縦免許証</li> <li>・電気工事士免状</li> <li>・教習資格認定証</li> <li>・船員手帳</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・戦傷病者手帳</li> </ul> <p>※その他、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）</p>
2点の提示が必要なもの ※①2点、もしくは①1点と②1点（②2点は不可）	
①	②
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳カード（顔写真なし）</li> <li>・資格確認書 または有効期限内の健康保険被保険者証</li> <li>・船員保険、または介護保険の被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金手帳（令和4年3月31日以前交付）</li> <li>・基礎年金番号通知書</li> <li>・国民年金、厚生年金保険、 または船員保険の年金証書</li> <li>・共済年金または恩給の証書</li> </ul> <p>※その他、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）</li> <li>・従業員証</li> <li>・キャッシュカード</li> <li>・クレジットカード</li> <li>・診察券</li> <li>・預金通帳</li> <li>・各種会員証</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>

（注）・有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

・①②の本人確認書類は、氏名及び生年月日又は住所が記載されたものに限ります。

※皆様の大切な情報を証明するものですから、本人確認等を厳格に行わせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。